

鋸南町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考)前年度の 人件費率
R5年度	人 6,849	千円 4,824,821	千円 274,011	千円 878,429	% 18.2	% 16.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

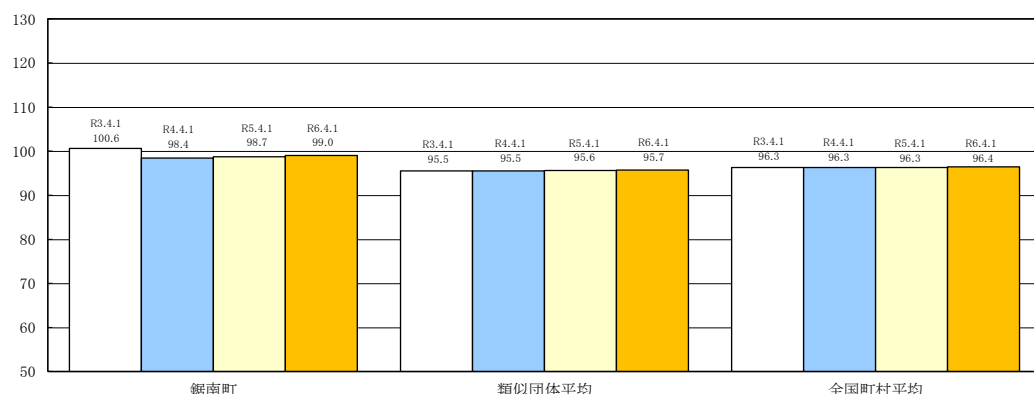
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 91	千円 296,166	千円 32,765	千円 110,924	千円 439,855	千円 4,834	千円 5,613

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、R5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ R6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 ~~未実施~~]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成２７年４月１日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。
また、激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

	令和４年度の 支給割合	令和５年度の 支給割合	令和６年度の 支給割合
国基準による 支給割合	０％	０％	０％
鋸南町の支給 割合	０％	０％	０％

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成２７年４月１日実施）
管理職手当について、定額化を実施。（平成２９年４月１日実施）

(5) 特記事項

鋸南町では、特別職及び職員の給与等の減額を実施しています

(令和6年4月1日現在)

区分	減額措置	内 容	実施期間
一般職	給料月額	一般職 3%減額	H19.1.1～H25.6.30
		管理職 4%減額	
		一般職・管理職 平均 7.8%減額	H25.7.1～H26.3.31
		一般職 1%減額	H26.4.1～H28.3.31
		管理職 2%減額	
		管理職 1%減額	H28.4.1～R3.3.31
	管理職手当	管理職 50%減額	H12.4.1～H26.3.31
	役職加算	対象職員 3～5%減額	
特別職	給料月額	町長 30%減額	H17.4.1～R6.3.31
		副町長、教育長 20%減額	
	報酬月額	議長、副議長、議員 10%減額	H19.6.1～H26.3.31
		議長、副議長、議員 5%減額	H26.4.1～H28.3.31 H28.6.1～R3.3.31
	役職加算	町長、副町長、教育長 支給なし	H12.4.1～H26.3.31
	期末手当	町長、副町長、教育長 1.4月分の減	

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（R6年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鋸南町	38.3歳	285,317円	317,831円	299,324円
千葉県	40.1歳	306,266円	411,429円	359,430円
国	42.1歳	323,823円	405,378円	— 円
類似団体	42.0歳	304,244円	352,440円	330,264円

(注) 1 「平均給料月額」とは、R6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（R6年4月1日現在）

区 分		鋸 南 町	千 葉 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200円	202,400円	196,200円
	高 校 卒	170,900円	170,900円	166,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（R6年4月1日現在）

区 分		経験年数 10～14年	経験年数 15～19年	経験年数 20～24年	経験年数 25～29年
一般行政職	大 学 卒	260,300円	292,200円	374,500円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	343,100円	— 円

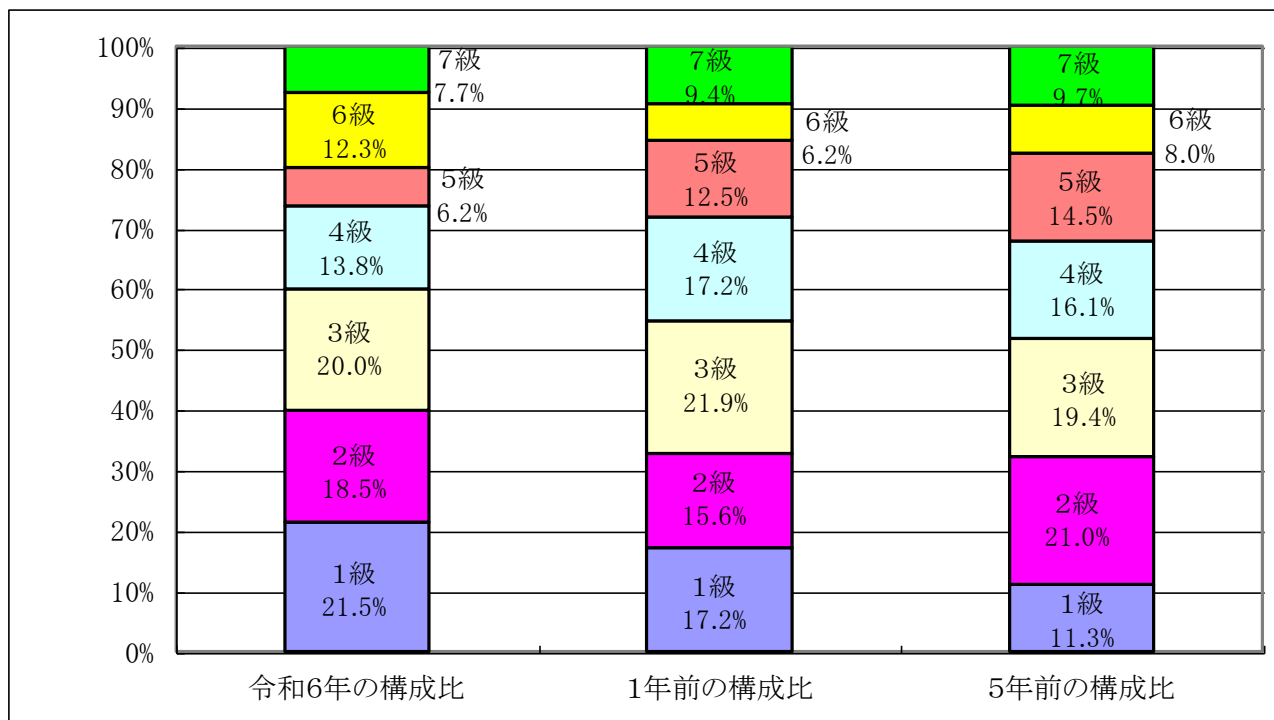
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（R6年4月1日現在）

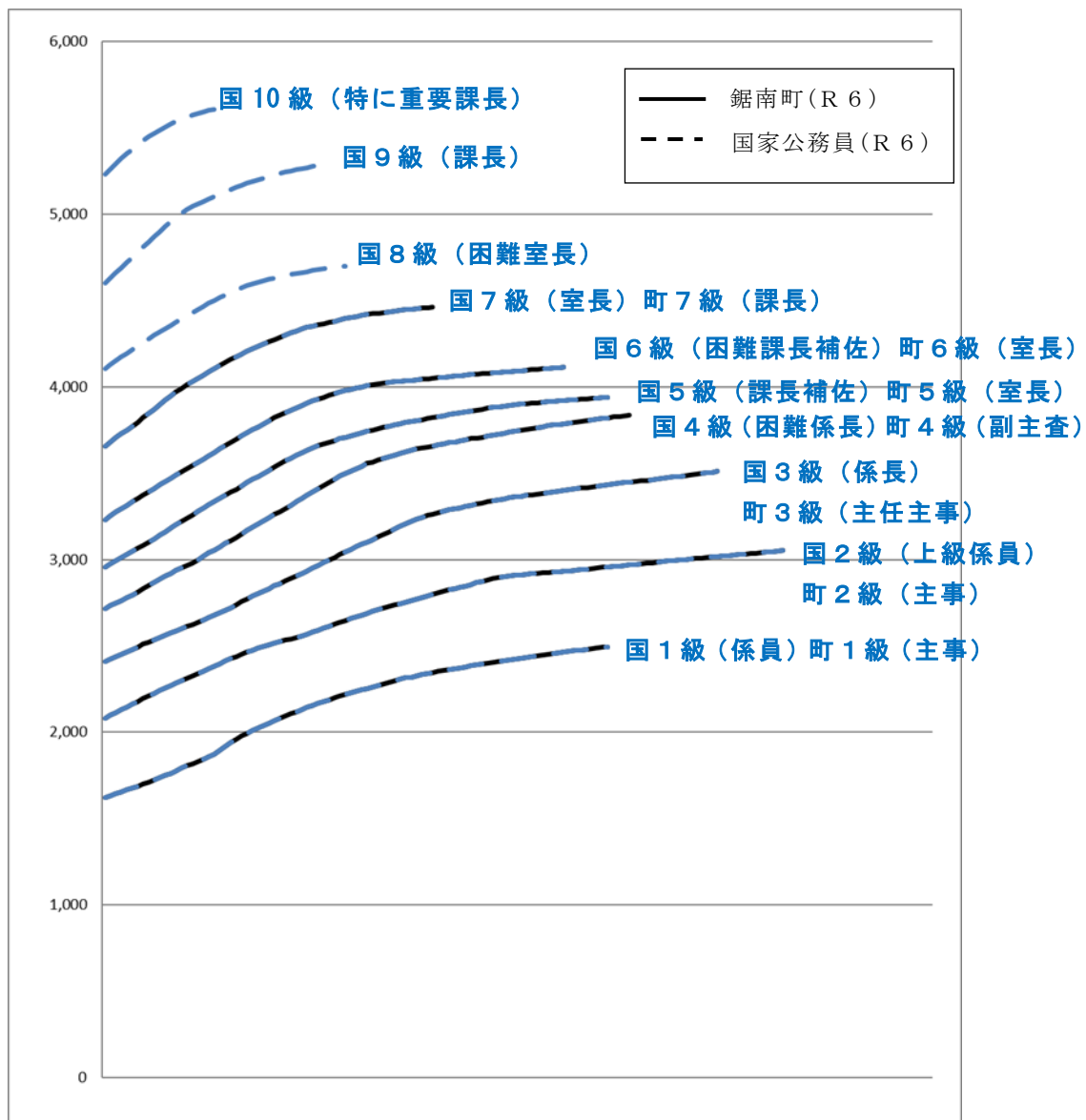
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主 事	14人	21.5%	162,100円	249,400円
2 級	主 事	12人	18.5%	208,000円	305,200円
3 級	主任主事	13人	20.0%	240,900円	351,000円
4 級	副主査	9人	13.8%	271,600円	383,600円
5 級	室長・主査	4人	6.2%	295,400円	394,000円
6 級	室長	8人	12.3%	323,100円	411,300円
7 級	課長・室長	5人	7.7%	365,500円	446,200円

(注) 1 鋸南町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（R 6 年 4 月 1 日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	鋸南町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している			○	○
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実施がある区分
上位、標準、下位の区分			○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない	○			
活用予定時期	未定			

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鋸南町	千葉県	国
1人当たり平均支給額（R5年度） — 千円	1人当たり平均支給額（R5年度） 1,691千円	—
（R5年度支給割合） 期末手当 2.450 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	（R5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	（R5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15・25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和 6 年度中における運用		鋸南町		国	
		管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している				○	○
活用している成績率					
上位、標準、下位の成績率				○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない		○			
活用予定時期		未定			

(2) 退職手当（R6 年 4 月 1 日現在）

鋸 南 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給制度なし)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2 ～ 4.5%加算)		
1人当たり平均支給額 8,685 千円					

（注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、R5 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（R6 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（R5 年度決算）			— 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（R5 年度決算）			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
支給対象外	— %	— 人	0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			—

(4) 特殊勤務手当（R6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（R5年度決算）		2,160 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（R5年度決算）		1,080,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）		1.9 %	
手当の種類（手当数）		8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
往診手当	医師	診療のため往診したとき	診療点数の70%以内
手術手当	医師	手術をしたとき	診療点数の50%以内
医務手当	医師	診療を本務とする職員	病院長 1月 500,000円以内 医師 1月 450,000円以内
研究手当	医師	医学に関し、知識、技術の向上を図る手当	病院長 1月 200,000円以内 医師 1月 150,000円以内
看護手当	看護師・ 准看護師	看護師等が夜間看護に従事したとき	1回 3,000円
看護業務手当	看護師長代理・ 主任看護師等	師長代理・主任看護師が一般病棟、外来に従事するとき	師長代理 1月 5,000円 主任看護師等 1月 2,000円
待機手当	訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所に勤務する職員	訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所に勤務する職員で利用者からの緊急連絡に対処するため、夜間・休日に待機したとき	平日 1回 1,000円 休日 1回 2,000円
防疫等作業手当	看護師・ 保健師	新型コロナウイルス感染症から生命及び健康を保護するために行われた作業	緊急の場合 1日 3,000円 （接触・長時間は4,000円） 緊急の場合以外 1日 1,000円 （接触・長時間は1,500円）

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R5年度決算）	11,312 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（R5年度決算）	151 千円
支給実績（R4年度決算）	8,121 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（R4年度決算）	108 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（R5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (R6 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	○配偶者と子以外の扶養親族 1人 6,500円 ○子1人 10,000円 ○16～22歳までの子の加算 1人 5,000円	同		5,761千円	250,478円
住居手当	○借家[家賃12,000円超の場合] 家賃に応じて27,000円を限度に支給	同		3,627千円	302,250円
通勤手当	○交通機関利用者 6ヵ月定期券代を全額 支給(上限なし) ○自動車等利用者 距離に応じて1,000円～ 22,280円を支給	異	○交通機関利用者 1ヵ月55,000円限度 ○自動車等利用者 距離区分相違により 支給額が異なる	3,682千円	68,185円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき 4,400円	同		2,323千円	45,549円
管理職手当	課長、事務局長、会計管理者 40,000円 6級室長 20,000円	異	支給区分と支給額の 相違	4,800千円	369,230円
管理職特別 勤務手当	管理職手当支給職員が緊急に より休日等に勤務した場合 8,000円～10,000円を支給(6時 間を超える場合は5割増し) 管理職手当支給職員が災害や その他緊急の必要により平日 深夜に勤務した場合4,000円～ 5,000円を支給	異	支給区分と支給額の 相違	244 千円	16,266 円

5 特別職の報酬等の状況（R6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	790,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 市 区 町 村 長	641,000 円	850,000円／	505,800円
報 酬	議 長	(285,000 円)	710,000円／	490,000円
	副 議 長	(230,000 円)	375,000円／	205,000円
	議 員	(210,000 円)	307,000円／	175,000円
		(円)	286,000円／	155,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(R5年度支給割合)		
	副 市 区 町 村 長	4.5 月分		
退 職 手 当	議 長	(R5年度支給割合)		
	副 議 長	2.55 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	790,000円×在職月数×0.35	13,272,000円	任期毎
	備 考	641,000円×在職月数×0.25	7,692,000円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

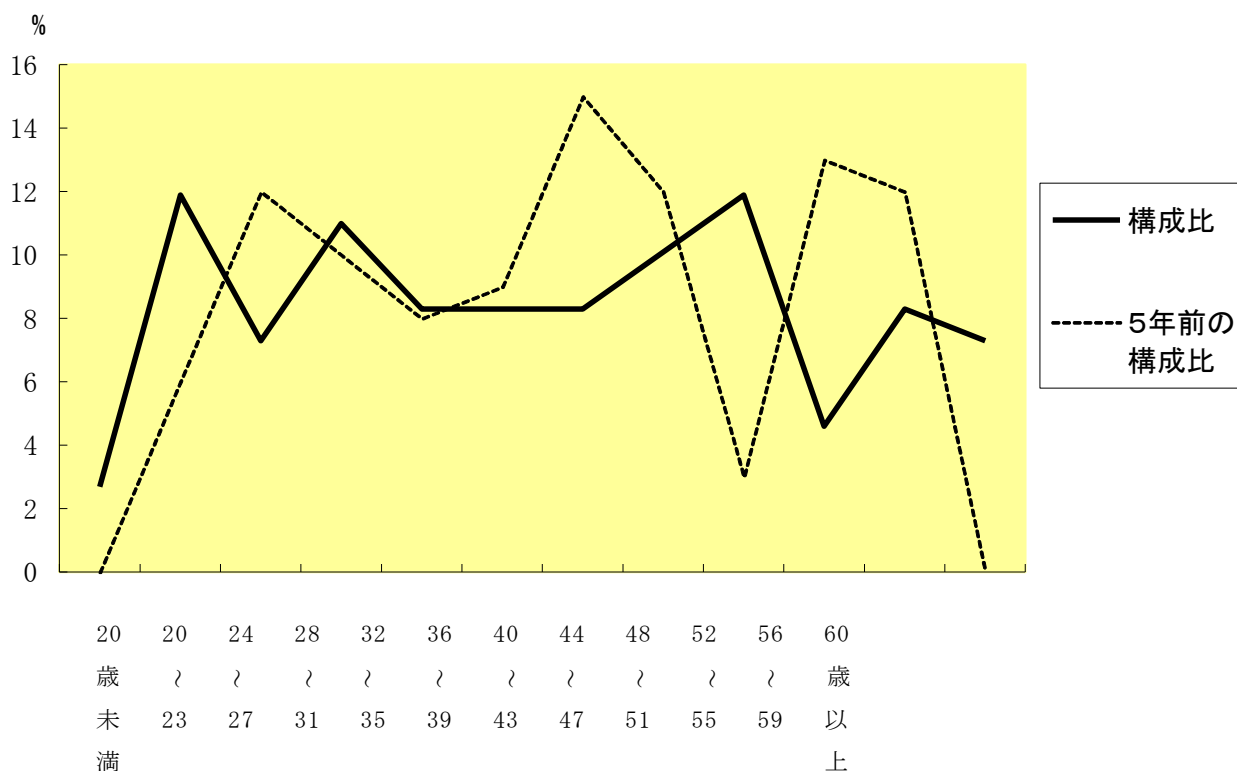
(各年4月1日現在)

（令和４年１月現在）

部 門 \ 区 分			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2		
		総 務	19	19		
		税 務	6	7	+ 1	組 織 再 編 ・ 人 事 異 動 に よ る 増
		民 生	18	19	+ 1	組 織 再 編 ・ 人 事 異 動 に よ る 増
		衛 生	14	13	△ 1	組 織 再 編 ・ 人 事 異 動 に よ る 減
		農 林 水 産	6	6		
		商 工	6	8	+ 2	組 織 再 編 ・ 人 事 異 動 に よ る 増
公 営 企 業 計 等 部 門	土 木	5	6	+ 1	組 織 再 編 ・ 人 事 異 動 に よ る 増	
		計	76	80	+ 4	< 参 考 > 人口 1 万人当たり職員数 116. 81 人 （類似団体の人口 1 万人当たり職員数 119. 21 人）
		教育部門	15	17	+ 2	組 織 再 編 ・ 人 事 異 動 に よ る 増
小 計		91	97	+ 6	< 参 考 > 人口 1 万人当たり職員数 141. 63 人 （類似団体の人口 1 万人当たり職員数 142. 44 人）	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院		0	0		
		水 道	7	7		
		そ の 他	5	5		
	小 計		12	12		
合 計			103 [120]	109 [120]	+ 6	< 参 考 > 人口 1 万人当たり職員数 159. 15 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（R6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	13人	8人	12人	9人	9人	9人	11人	13人	5人	9人	8人	109人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 別 \ 年 度	31 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	過去 5 年間の増減数(率)
一般行政	76	76	74	78	76	80	+4(+5.3%)
教 育	15	14	15	15	15	17	+2(+13.3%)
消 防	—	—	—	—	—	—	
普通会計計	91	90	89	93	91	97	+6(+6.6%)
公営企業等会計計	12	11	11	12	12	12	0(0%)
総 合 計	103	101	100	105	103	109	+6(+5.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。